

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

入札説明書に関する質問書

令和2年11月10日

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答案
	頁	項						
1	5	第4	(1)	2)		入札参加者の構成に関する要件	入札説明書等に関する質問への回答(1回目)にて、「弁護士事務所、税理士法人、会計士事務所、保険会社が、再委託先を指すのであれば、構成員には該当しません。このため、入札参加申請を行う必要はありません。」とご回答いただきましたが、再委託先とは貴省からの再委託先(SPCからは委託先となる)という理解でよろしいでしょうか。そのため、SPCから直接委託を行う弁護士事務所、税理士法人、会計士事務所、保険会社については、構成員には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	貴意のとおりです。

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

業務要求水準書に関する質問書

令和2年11月10日

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答案
	頁	項							
1	10	3	2	(1)	3)		史料館施設の改修企画業務	既存照明器具のLED化に関し、既存の器具、ソケット等を流用しLED照明器具を設置し電源を直結(バイパス化)する改造方法を想定していますが宜しいでしょうか。	維持管理面を考慮して、本来の使用方法与異なる改造は避けて下さい。
2	20	4	1	(2)			用語の定義「修繕・更新」	修繕・更新の定義に関し、以下の様な場合は本事業の範囲外と理解していますが宜しいでしょうか。 【範囲外と想定する事象の例示】 ・法令等の改正により新たに発生した役務、又はそれに伴う設備機器の改造、増設等 ・蛍光管等の製造中止に伴い照明器具更新が発生する等、消耗品、保守部品等の入手不可に伴う機器更新 ・耐用年数経過に起因する機器故障等による機器更新 ・当該建物の沈下、周辺敷地の沈下等に伴い発生した建物の亀裂、不動沈下、敷地の不陸等の補修	貴意のとおりです。ただし既に製造が中止または中止が見込まれる設備については採用しないで下さい。 その他、判断が難しい場合は、双方の協議によって解決するものとしません。

海上自衛隊呉史料館維持管理運営事業 入札説明書等に関する質問への回答

事業契約書(案)に関する質問書

令和2年11月10日

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答修正案
	頁	項						
1	11	別紙6	(2)	1)		展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法	展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法について、国の考え方は、事業期間内(令和3年4月1日～令和10年3月31日)においてサービスを購入し、年2回の請求月において毎回、均等額をお支払いするものです。展示物等更新業務の業務期間は、業務要求水準書に明記されている通りですが、支払は調査・計画業務等を考慮したものとしております。 従って、維持管理業務、運營業務の支払いの考え方と同じとなります。	
2	11	別紙6	(2)	1)		展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法	割賦金利の利息計算期間は、維持管理運営期間(令和3年4月1日～令和10年3月31日)迄ではなく、引渡し日の翌日から事業終了日迄(令和4年3月1日～令和10年3月31日)という理解でよろしいでしょうか。	No.1 の回答をご確認ください。
3	11	別紙6	(2)	1)		展示物等更新業務に係るサービス対価の支払方法	上記後者の場合、展示物等更新業務に係るサービス対価の支払時期から各回の利息計算期間を計算すると、1回目の支払には割賦利息は発生しないため割賦元本のみ、2回目は1ヶ月分の割賦利息が含まれ、3回目以降は6ヶ月分の割賦利息が含まれることとなりますが、1回目のサービス対価の金額は、2回目以降の割賦金利が含まれた金額と同額(割賦元本を各回同額とするのではなく、割賦金利を含めた合計額が各回同額となる)という理解でよろしいでしょうか。	No.1 の回答をご確認ください。